

広島県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十一年二月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田邑南線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
安芸高田市美土里町本郷字友兼六九四四番一 地先から 安芸高田市美土里町本郷字城ヶ谷一五〇番 一地先まで	安芸高田市美土里町本郷字中須賀六六二九番 九地先から 安芸高田市美土里町本郷字中須賀六五九〇番 八地先まで	新	旧	一〇・七〇 四五・八〇	六〇〇・五〇	拡幅
		旧	新	六・九〇 三・〇〇	六〇〇・五〇	
安芸高田市美土里町本郷字中須賀六五八四番 一地先から 安芸高田市美土里町本郷字岩崎六四四二番三 地先まで	安芸高田市美土里町本郷字中須賀六五八四番 一地先から 安芸高田市美土里町本郷字岩崎六四四二番三 地先まで	新	旧	一一・七〇 一三・七〇	二二二・五〇	拡幅
		旧	新	六・七〇 二・一〇	二二八・〇〇	
		新	旧	一〇・五〇 二七・八〇	二三八・〇〇	拡幅